小浜市母と子の家児童発達支援センター身体拘束等の適正化のための指針

１．事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。小浜市母と子の家児童発達支援センター（以下「センター」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

（１）身体拘束等禁止の規定

「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。」「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されています。

（２）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の３つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

①切 迫 性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一 時 性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

２．身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束適正化検討委員会の設置

センターでは、身体拘束の廃止及び適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

①設置目的

- 身体拘束の廃止および適正化に向けた現状把握と取組み状況の確認
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束等の発生について報告された事例の集計、分析及び適正化策の検討
- 報告された事例及び分析結果の職員周知と適正化策を講じた後の効果の検証
- 身体拘束適正化に関する職員教育の計画、実施

②委員会の構成員

１）管理者【委員長】　２）児童発達支援管理責任者　３）訪問支援員　４）相談支援専門員

③委員会の開催

- 年１回開催

・必要時は随時開催

３．身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

①定期的な教育・研修（年１回以上）の実施

②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

４．事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者又は児童発達支援管理責任者が、緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとします。

５．身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、１．切迫性　２．非代替性　３．一時性　の３要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記３要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、個別支援計画に必要事項を記載する。

②利用者本人の家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。または、行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。更に、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

③記録

記録様式を用いて、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由その他必要事項を記録する。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように利用者の身体状況に合わせて変形や拘

縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当でないため、目的に応じて適切に判断するように努めます。

６．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等はいつでも本方針を閲覧することができます。また当センターホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とします。

附　則

この指針は、令和４年４月１日から施行する。